

解体工事等における工事成績評定要領の運用

(総則)

第1 この運用は、由利本荘市工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）において、解体工事等審査項目の無い工事の成績を適切に評定するため、必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2 次の工事を本運用の対象とする。

- 1) 解体工事（建築工事）
- 2) 解体工事（土木工事）
- 3) 河川工事（州ざらい工事）

(評定方法)

第3 対象工事の評定は、評定要領に基づき行うものとするが、『3. 出来形及び出来ばえ』については、運用別紙1～3により評定を行うものとする。

(システムの入力)

第4 工事成績評定システムの入力については当面の間類似の工種を選択し、出来形及び出来映えについてのみエクセルにて評定を行い、評定点の調整を行うものとする。

(審査項目運用表の保存)

第5 各対象工事の評定に使用した審査項目運用表（別紙1～3）は契約検査課で保存するものとする。

(その他)

第6 この運用に定めのないものについては、評定要領に基づくものとする。

附則

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知した工事に適用する。